

2007年度(平成19年度)第4回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2007年度(平成19年度)第4回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2008年(平成20年)3月18日(火)午前10時~午前11時35分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員名

竹田委員, 三谷委員, 相原委員, 中山委員, 西原委員

4 出席した職員

建設管理部長, 土木部長, 農林土木部長, 水道局業務部長, 水道局工務部長,
契約課長, 技術検査課長, 道路維持課長, 松永建設産業課長, 北部建設産業課長, 水道局経理課長

5 会議の概要

(1) 2007年度(平成19年度)の契約状況について

契約課長から, 次のとおり説明を行った。

本年2月末現在で, 入札全体件数は984件で, その落札率は, 74.77%であった。2004年度, 2005年度及び2006年度と比較して, 大幅に低下している。

水道局分については, 入札全体件数は176件で, 落札率は82.91%であり, 本市同様に, 年々低下している。

入札制度について, 2005年度には, それまで1億5千万円以上の工事を対象にしていた公募型指名競争入札を5千万円以上に拡大し, また, 電子入札の一部試行を行った。

2006年度には, 公募型指名競争入札を1千5百万円以上に拡大, また閲覧室での設計図書の閲覧という方法を廃止し, インターネットホームページに掲載する方法に変更した。

また, 本年度は, 公募型指名競争入札を廃止し, 条件付一般競争入札を1千万円に拡大, 低入札価格調査制度を廃止し, 最低制限価格制度への一元化, すべての建設工事の入札を電子入札とするなど, 継続的に入札及び契約制度の改善を行ってきた結果であると考えている。

なお, 入札及び契約制度については, これで終わりというものではなく, その時代に即した改善が必要と考えている。

(2) 2008年度(平成20年度)入札及び契約制度の改正について

契約課長から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札の全面実施について

入札の透明性向上や公正な競争の促進を図り, 技術的適性を有する建設業者の入札参加意欲を反映し, 受注機会を拡大するため, 建設工事の入札について, 2008年度から, 原則指名競争入札を廃止し, すべての建設工事について, 条件付一般競争入札に付することとする。た

だし、例外的に指名競争入札に付する場合がある。

最低制限価格制度の見直しについて

受注競争は一段と激化し、最低制限価格付近での落札が相次いでおり、地方企業の経営環境は悪化している現状にあり、建設労働者や下請業者へのしわ寄せ、工品質などへの影響も懸念され、企業の健全経営に配慮する観点から、最低制限価格を見直すものである。

市が積算した工事費の内訳である、積上計上分の80%（解体工事及びプラント設備工事については70%）の額と率計上分の65%の額を合計した額を基準価格とする。

総合評価方式の試行について

建設工事において、工事の品質確保を目的として、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方法である総合評価方式を試行する。

（3）前回の委員会で要望又は指摘のあった事項について

契約課長から次のとおり説明を行った。

資料の作成方法に関して、各工事の内容について、それぞれ比較検討する材料が少ないという意見に対しては、今回から、発注工事一覧表を変更し、開札日、入札参加者数及び辞退者数を追加し、随意契約については、契約締結日と随意契約の理由を追加している。

同一の開札日において、1件落札したら次の入札を辞退することがあるのではないかという質問に対しては、現在すべての工事について電子入札を行っており、入札書の提出は開札日前の2日間としていることから、一度に数件の工事に応募し、1件受注したから次の案件を辞退することはできない仕組みとなっている。

場合によっては、予定価格を事前公表しない方法もあるのではないかという意見については、予定価格の事前公表の是非については、これまでも当委員会で議論されたところである。予定価格を事前公表すると、その価格が目安となって話し合いが行われやすいという意見であったが、現在の条件付一般競争入札の落札状況を見ても、その落札率は低く、また、条件付一般競争入札の仕組みとして話し合いを行うのは非常に困難ではないかと考えている。

国は「建設業者の見積努力を損なわせ、不良不適格業者の参入を招く」として、予定価格の事前公表は行っていないが、事前公表しないことが入札不調を招いたり、それを探ろうとする動きが起こることも予想される。

それぞれ、メリット、デメリットはあると思うが、本市としては、今後も予定価格については事前公表を行っていく考えである。

（4）抽出案件の選定理由について

中山委員長から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札では、低い価格で適正な品質が確保されるのかという観点から、落札率が低く金額が大きいものを1件、応募業者が1社しかないものが3～4件あるが、こうしたことはなぜ起こるのかを知りたく、その中から1件、また同一の業者が同じ舗装工事で落札しているが、条件付一般競争入札の落札率は低く、指名競争入札の落札率は、高くなっているものを1件、計3件選定した。

指名競争入札は、概して落札率の高いものが多いが、こうしたなかで落札率が低いものを1件

選定した。

(5) 抽出案件の審議

- ア 緊急箇所整備工事（地吹御門1号線外33路線）
- イ 辻堂本谷線道路改良工事
- ウ 道路舗装工事（下有地下山守線3工区）
- エ 道路舗装工事（曙12号線）

アからエについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が各々の発注した工事について説明した。

(6) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

指名除外措置運用状況について、契約担当課長から報告を行った。

(7) 次回委員会の開催日程について

5月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(8) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出について

次回の案件の抽出は、本年1月から3月分を対象とし、西原委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出案件の審議

ア 緊急箇所整備工事（地吹御門1号線外33路線）について

Q1 落札率が65%という低い金額で、適正な施工は可能なのか。

A1 設計金額が1千万円以上の工事について、入札時に工事費内訳書を提出させており、この工事について、各入札者の工事費内訳書を比較した。

工事費の内訳は大きく分けると、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分けられる。

この直接工事費と共通仮設費の合計額、これを純工事費と呼んでいるが、純工事費が適正な金額であれば、工事そのものは完成できると考えている。

各入札者は、純工事費については、本市の積算に近い金額を積算しているため、工事自体は完成できる価格であると考えている。

ただし、純工事費だけでは現場の管理、監督のための費用や、企業の運営に要する費用は含まれていないため、さまざまな法令等に沿った適正な施工は困難であり、そのため、現場管理費や一般管理費、いわゆる経費部分を計上している。これらの経費部分を大幅に縮小して入札を行った結果、この落札率となっている。

現場管理費や一般管理費などの経費部分をどれだけ計上するかについては、企業の経営状態などの要因もあるが、この落札率では、この工事での利益を上げるのは困難であろうと考えている。仕事を確保するためには、低価格での受注もやむを得ないと判断した結果であると思料する。

なお、施工については、落札率の状況にかかわらず、本市監督員の指導・監督や技術検査課の随時検査などによって、安全管理等を含め適正な施工が確保されていると考えている。

Q2 このような名称の工事は、用水路の転落防止柵の工事と考えてよいか。

A2 用水路にふた掛けをしたり、主には転落防止柵設置工事である。

Q3 緊急という名が付いているが、緊急性のある工事なのか。

A3 2003年頃から水路の転落事故が課題となり、緊急に対応すべきという思いで名称を付けているものである。いわゆる安全対策として行うものである。

Q4 現在、条件付一般競争入札の落札率は70%くらいで推移しているが、最低制限価格の見直しをすると、落札率が上がってくる可能性がある。落札率の低下傾向に逆行する気がする。見直しの前提となっている地方企業の経営に関するデータはないのか。

A4 現状の条件付一般競争入札の落札率は65から66%という低い数字である。かつての低入札の調査の中での直接工事費部分の判断においては、適正な施工は可能であろうという水準である。しかし、会社経営という面からは厳しい数字である。

今回の制度改善に関わり、地元企業の経営状況について、建設業法に基づく経営事項審査の財務内容を表す指標であるY評点に着目して調査を行った。

Y評点が400点以上で、2007年度中に1件以上落札した業者の過去3年間の推移を調べた。

その結果、該当する134社のうちY評点が低下している者が87社で65%、上昇している者が47社で35%である。ここ3年間の経過の中で、地元企業の経営状況は悪化していると想定できる。

Q5 Y評点がどういうものかよく分からないが、今度の改正によって、そこまで最低制限価格を上げなければいけないのか気になる。

A5 国土交通省が低入札の対策として、特別重点調査を実施する数値的な基準を示している。その内容は、入札者の工事費の内訳が、同省積算の直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の60%、一般管理費等の30%のうちいずれかがそれを1%でも下回ると特別重点調査を行うというものである。調査の対象になると落札は非常に難しいと言われている。

このうち経費部分である共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の率を本市の設計に当てはめると概ね60%程度となる。本市の最低制限価格設定に当たっては、直接工事費等の積上計上分と率計上分という大まかな二つの分類にしているので、そのあたりを考慮して65%という数字を出した。根拠としては、国の特別重点調査を基にしている。

落札率は低いに越したことはないが、経営が苦しい状況の中である程度は仕方がないのではないか。

Q6 最低制限価格の決定は、最終的に1%未満の乱数で調整するというのは、大変いいアイデアだと思う。元の金額が大きい小さいかで金額のレンジに幅が出るので、元の金額に掛け合わせる最終数字を変動させて、調整幅が狭くなったり広がったりするのを防止することはできないか。

A6 この方法は本年度から実施しているが、率で決定することとしている。金額によってその率を変えることは考えていない。

イ 辻堂本谷線道路改良工事について

Q 7 応募が1社しかないが、こういうことはよくあるのか。1社では競争性が発揮されないのではないか。

A 7 入札参加条件を厳しくすると入札参加者は限られ、結果として入札参加希望者は少なくなることもあるが、この案件については特別な資格要件を定めていない。

今日、指名競争入札から一般競争入札への流れが拡大する中で、国や他の自治体においても、入札参加希望者がなく、入札不調となるケースも多発していると聞いている。

同じ工種で同規模の工事であっても、施工場所や施工条件等によっては、入札参加希望者が20社を超えるものもあれば、当該案件のように1社ということもある。この工事は、難易度の高い工事であることから、他の業者は受注意欲を示さなかった結果と考えている。

また、この路線の道路改良工事は2002年度から継続的に行っている事業であり、これまで当該業者が施工していることから、同町内の業者は遠慮し、結果的に1社になったのではないかと考えている。

入札参加者が1社の入札で競争性は確保されるのかということについては、一般競争入札は、広く公告して入札参加者を募集するものであるため、入札者は他に入札者があることを予想し、これと競争する意思をもって入札に参加しているはずであり、競争性は失われていないものとして、本市においては、1社であっても有効としている。

実際に今回の発注工事一覧表の中で、入札参加者が1社であったものは6件あるが、その平均落札率は87.3%であり、競争性は確保されているものと考えている。

Q 8 難易度の高い部分はどこか。

A 8 52.6mの間に96段の階段をつくる階段工が手間がかかる。

Q 9 具体的にはどんな工事か。

A 9 現在2.5mの道路幅員を6mに拡幅するものである。

Q 10 同じ業者がこれまで継続して落札している状況の中で、それを1社でもよいというの問題があるような気がする。

A 10 一般競争入札で行っており、結果として1社のみ参加であったということである。

Q 11 この業者は地元の業者か。

A 11 地元の業者である。

Q 12 逆に言えば、この工事の必要性にまで検討しなければいけないことになる。この工事はいつから始まり、いつまで続くのか。

A 12 2003年度から行っており、あと3年くらいかかる。

Q 13 この業者は、過去何回この路線の入札に参加しているか。

A 13 この工事については、2003年度から指名競争入札により行い、この業者がすべて落札し施工している。過去4回の落札金額は、いずれも予定価格に近い金額となっている。(別表)

同じ業者が、何年も続けて落札し、しかも落札率が高かったらそこはチェックすべきではないか。

Q 14 同じく1社のみ入札でこの業者がもう1件落札しているが、何か特別な理由があるのか。

A 14 下本郷地区ほ場整備工事は、応札者がなかったため、再度の公告をした結果である。施工が難しい状況があるという業者の感想を聞いている。2社の応募があり、1社辞退したも

のである。

Q 1 5 この会社について、従業員数、資本金の額、所在地、評価点などの会社の具体的な内容を教えてほしい。

A 1 5 資格認定時の、経営規模等評価通知書・総合評価値通知書のとおりである。

ウ 道路舗装工事（下有地下山守線3工区）について

Q 1 6 指名競争入札の「道路舗装工事（草戸38号線外1路線）」と同種工事であり、同一業者が落札しており、その落札率には大きな差があるが、どのように考えているのか。

A 1 6 落札率が高いとか低いとかの原因を説明することは非常に困難である。

舗装工事は、様々な工種が複合している土木一式工事と比べ、工事の難易度としては比較的低いと聞いており、発注規模が大きければ、ある程度、安くできる工事であるとも聞いている。

ただし、現地の交通事情などの施工条件にも影響され、同じ舗装工事でも、同じ業者が入札する場合でも、それらの状況を勘案し、入札価格を決定しているものと考えている。

今回の発注一覧表のうち、「舗装工事」について集計をしたところ、条件付一般競争入札は12件発注し、その落札率は65.8%であった。指名競争入札は22件発注し、その落札率は84.7%であった。ここで約20ポイントの開きがあるが、これまで当委員会で指摘されてきた「地域を限定しての指名競争入札」にも原因があるのではないかと考えている。

来年度からは、すべての建設工事の入札について、地域を限定しない「条件付一般競争入札」に付することとしたところであり、指名競争入札の弊害は解消されるものと考えている。

なお、指名競争入札で行った「道路舗装工事（草戸38号線外1路線）」の業者選定の考え方は、施工場所である草戸町、水呑町と、施工場所に近い瀬戸町から計9社を指名し、結果として施工場所に最も近い者が受注したものである。

また、西原委員から、あらかじめ、質問が提出されているので、それについて説明したい。

質問の内容は、「失格業者が非常に多い上、失格した業者の入札価格が同じような金額である。意図的に失格となるようにしたのではないか。そうでなければ、予定価格の設定に問題があるのではないか。」という内容である。

最低制限価格の設定にあたっては、算出式に基づき基準価格を設定し、この基準価格を0%～1%の範囲でコンピュータの乱数機能を使用して自動算出し、決定するというものである。

基準価格が予定価格の65%を下回る場合は、予定価格の65%として、これをコンピュータで自動算出する。

算出式は公表しており、入札者は自社で所有している積算システムなどを使用して、入札価格を決定するが、この案件については、基準価格を65%と予想して入札価格を決定したのではないかと思われる。実際にはこの基準価格は、下限である65%を上回ったために、このように多くの失格者が出たものであり、決して意図的なものではない。

Q 1 7 入札価格は、現場管理費などの経費部分をどうするかで決定するのか。落札率が低い工事がある一方で高いものがある。確かに、落札率が60%台というのは、厳しい数字だとは思うが。

A 1 7 一般的にはそうである。昨年度まで、低入札価格調査制度を行っていたが、その聴き取り調査の中で直接工事費については大きく圧縮することはできないため、それ以外の現場管理費と一般管理費、いわゆる経費部分について、圧縮して応札している状況であることがわ

かった。低価格で応札する理由は、例えば、仕事があってもなくても従業員の給料などの固定経費がかかり、従業員の継続的な雇用を理由としている場合や、下水道の推進工事などで過去10年間の施工実績を求めているが、その施工実績の期限が切れるため、施工実績を得たいというような場合がある。落札率はそのような様々な要因がからんでいると考えている。

新年度は、最低制限価格を74～75%まで引き上げるため、下限については確実に上がるが、入札に付するすべての工事を条件付一般競争入札に付することにより落札率が90%を上回るものは減少すると考えている。

最低制限価格の下限を引き上げることにより、全体的に落札率は多少上昇するのではないかと考えている。

エ 道路舗装工事（曙12号線）について

Q18 舗装工事については、落札率の高いものと低いものと両方あるが、なぜなのか。

A18 前の案件と説明が一部重複するが、今回の発注一覧表で、条件付一般競争入札においては、すべての案件で65%台から66%台であるのに対し、指名競争入札においては、65%台から95%と工事によって大きな開きがあることがわかった。

指名競争入札においては、94%以上の案件が22件中10件あった。一方で80%以下の案件も8件あり、2極化している状況である。

また、落札率の低いものは、いわゆる市内中心部が多く、高いものは周辺部が多いという傾向を示している。

いずれにしても、条件付一般競争入札の全面実施により状況は変わるのではないかと期待している。

なお、随意契約について、契約課では随意契約の理由の確認や、競争入札が可能なものは入札とするよう工事担当課に対して指導しているところであり、今後も競争性を確保できる契約について検討していく考えである。

Q19 抽出事案説明書について、舗装工の具体的な数量を示してほしい。

A19 施工面積は、1,333m²である。今後、数量を記載するよう統一していく。

舗装工事は、市街地の工事の方が落札率が低い。常識的には、逆だと思う。周辺部は業者のつながりが深いのではないか。

Q21 指名競争入札について、最低制限価格未滿で失格した例をあまり見なかったと思うが、今までにそういう例は多くあったのか。

A21 条件付一般競争入札に比べ失格のあるものは少ない。

発注工事一覧表に、入札失格者数を入れてほしい。

(2) 指名除外措置運用状況について

Q23 大手ゼネコンが、指名除外となっている間に、市の発注案件はなかったのか。

A23 2006年度から2007年度にかけて、大手企業が参加できる工事はあったが、多くの大手企業は指名除外期間中であつたため入札に参加できなかったという状況である。

(別表)

工 事 名 : 辻堂本谷線道路改良工事

落札業者名 : (有) 藤井興業

年度	開札日	予定価格 (税込み)	落札価格 (税込み)
2003	2003年8月29日	13,366,500円	13,209,000円
2004	2004年10月19日	9,040,500円	8,956,500円
2005	2005年11月16日	8,641,500円	8,557,500円
2006	2006年12月8日	11,014,500円	10,500,000円